

## お詫びと訂正

弊社刊行の『新・社会福祉士養成講座 12 社会保障（第6版）』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2019年9月5日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
201 頁	下から 8～ 1 行目	<p><b>❶</b> <u>65 歳に達した日以 後に新たに雇用される 者</u></p> <p><b>❷</b> 1 週間の所定労働時 間が 20 時間未満であ る者</p> <p><b>❸</b> 同一の事業主の適用 事業に継続して 31 日 以上雇用されることが 見込まれない者</p> <p><b>❹</b> 季節的に雇用される 者であって、4 月以内 の期間を定めて雇用さ れる者または 1 週間の 所定労働時間が 20 時 間以上 30 時間未満で ある者</p> <p><b>❺</b> 日雇労働者であっ て、適用区域に居住し 適用事業に雇用される 等の要件に該当しない 者</p> <p><b>❻</b> 国、都道府県、市町 村等に雇用される者</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p><b>❶</b> 1 週間の所定労働時 間が 20 時間未満であ る者</p> <p><b>❷</b> 同一の事業主の適用 事業に継続して 31 日 以上雇用されることが 見込まれない者</p> <p><b>❸</b> 季節的に雇用される 者であって、4 月以内 の期間を定めて雇用さ れる者または 1 週間の 所定労働時間が 20 時 間以上 30 時間未満で ある者</p> <p><b>❹</b> 日雇労働者であっ て、適用区域に居住し 適用事業に雇用される 等の要件に該当しない 者</p> <p><b>❺</b> 国、都道府県、市町 村等に雇用される者</p>	2019/9/5 更新
202 頁	1 行目	<b>❷</b> 昼間学生	<b>❻</b> 昼間学生	